

コンタクトレンズ業界における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

2024 年 11 月

一般社団法人日本コンタクトレンズ協会

物流現場においてその担い手不足が深刻化しており、労働環境の改善が求められています。このため、2024 年 4 月からトラックドライバーへの時間外労働の上限規制等が適用されるなど働き方改革に向けた取組が進んでおり、こうした取組に応じた対応を行わなかった場合、輸送能力が不足する可能性が懸念されています。（「物流の 2024 年問題」）。

これに対して、政府は 2023 年 6 月 2 日付けで「物流革新に向けた政策パッケージ」（我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）を取りまとめ、この施策の一環として、同日付で経済産業省・農林水産省・国土交通省より、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」が策定・公表されています。更に荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図ることを目指した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が 2024 年 5 月に公布され、2025 年度より順次施行が予定されています。

物流需要は荷主による受発注により発生するもので、出荷・入荷の条件決定には荷主が大きく関わっています。また、貨物の積みおろしに伴う長時間の荷待ち時間や、契約にない附帯作業への対応等の慣行が、トラックドライバーの長時間労働など、労働環境の悪化の一因となっているとも言われています。更にコンタクトレンズ業界独自の商慣行として、注文に対して翌日の午前中に納品するなど、過度な配送サービスの提供が物流事業者及びトラックドライバーの負担になっています。

これからも安定的な物流を維持していくためには、荷主の協力による物流リソースの効果的な活用に向けた取組を推進していくことも必要であり、日本コンタクトレンズ協会は、2023 年 6 月に三省連名で策定・公表されたガイドラインに基づく取り組みを進めるため、発荷主事業者及び着荷主事業者双方の視点からトラックドライバーの長時間労働の改善、また輸送力不足を招くことのないよう「コンタクトレンズ業界における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」を策定しました。

当協会ならびに会員企業は、この自主行動計画に基づき、実効ある対策が前進するよう取り組んでまいります。

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) ガイドラインに基づく取組

■物流業務の効率化・合理化 (実施が必要な事項)

①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

発荷主事業者としての出荷、着荷主事業者としての入荷に係る荷待ち時間及び荷役作業等(荷積み・荷卸し・附帯業務)にかかる時間を把握します。

②荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール (実施が必要な事項)

物流事業者に対し、長時間の荷待ちや、運送契約にない運転等以外の荷役作業等をさせません。また、荷待ち、荷役作業等にかかる時間を計2時間以内とします。

③物流管理統括者の選定 (実施が必要な事項)

物流の適正化・生産性向上に向けた取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者(役員等)を選任します。物流管理統括者は、物流の適正化・生産性向上に向けた取組の責任者として、販売部門、調達部門等の他部門との交渉・調整を行います。

④物流の改善提案と協力 (実施が必要な事項)

発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善します。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。

⑤予約受付システムの導入 (推奨事項)

トラックの予約受付システムを導入することにより、荷待ち時間の短縮が期待できる場合は、導入を検討します。

⑥パレット等の活用 (推奨事項)

パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間等の削減に努めます。また、レンタルパレットや他社が所有するパレット等を活用する場合には、本来の目的以外で使用せず、使用後は所有者等に適切に返却します。取引先や物流事業者からパレット等の活用について提案があった場合には、協議に応じ、パレット等の活用を検討します。

⑦入出荷業務の効率化に資する機材等の配置 (推奨事項)

指定時間に着車したトラックにおいて、作業員待ち等の荷待ち時間が発生しないよう、適正な機材・人員の配置に努めます。また、デジタル化・自動化・機械化の導入により、入出

荷業務の効率化が図れると判断した場合は、導入に取り組みます。

⑧検品の効率化・検品水準の適正化（推奨事項）

検品方法（納品伝票の電子化）や返品条件（輸送用の外装段ボールの汚れ、擦り傷があっても販売する商品に影響がなければ返品しない）等の検品の効率化・検品の適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品に伴う拘束時間の削減に努めます。

⑨物流システムや資機材（パレット等）の標準化（推奨事項）

物流に係るデータ・システムの仕様やパレットの規格等について標準化を推進します。また、取引先や物流事業者からデータ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があった場合は、協議に応じるとともに、自らも提案します。

⑩輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮（推奨事項）

トラック輸送の輸送距離を短縮し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、長距離輸送におけるモーダルシフト、幹線輸送部分と集荷配送部分の分離、集荷先・配送先の集約等について物流事業者から提案があった場合は、協議に応じます。

⑪共同輸配送の推進等による積載率の向上（推奨事項）

貨物の輸送単位が小さい場合には、他の荷主事業者との連携や物流事業者への積合せ輸送の実施により、積載率の向上に努めます。

■運送契約の適正化

⑫運送契約の書面化（実施が必要な事項）

運送契約は書面又は電子データ等の電磁的方法を原則とします。

⑬荷役作業等に係る対価（実施が必要な事項）

運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払います。

⑭運賃と料金の別建て契約（実施が必要な事項）

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とします。但し、別建てで契約が難しい場合には、運送と運送以外の役務等の双方の対価が支払われていることを明らかに出来るようにします。

⑮燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映（実施が必要な事項）

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じ、コスト上昇分を運賃・料金に適切に転嫁します。

⑯下請取引の適正化（実施が必要な事項）

運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対し、下請に出す場合、⑫から⑮までに
ついて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一
因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意します。

⑰物流事業者との協議（推奨事項）

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者に対して協議の場を設けます。

⑱高速道路の利用（推奨事項）

物流事業者より高速道路料金の負担の相談があった場合、契約内容・条件について協議の
場を設けます。

⑲運送契約の相手方の選定（推奨事項）

物流事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況を考慮するとともに、働き方改革や
輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を優先的に活用します。

■輸送・荷役作業等の安全の確保

⑳異常気象時等の運行の中止・中断等（実施が必要な事項）

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送
依頼を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物
流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

㉑荷役作業時の安全対策（推奨事項）

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全
通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任を
明確化します。

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1) ガイドラインに基づく取組

■物流業務の効率化・合理化 (実施が必要な事項)

①出荷に合わせた生産・荷造り等

出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮します。

②運送を考慮した出荷予定時刻の設定 (実施が必要な事項)

トラック運転者が輸配送先まで適切に休憩を取りつつ運行することが可能なスケジュールが組めるよう出荷予定時刻を設定します。

③出荷情報等の事前提供 (推奨事項)

貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主事業者の準備時間を確保するため、出荷情報等を早期に提供します。例えば、出荷オーダー確定が当日になった場合、輸送手段を見込みで確保する必要が生じ、急な輸配送依頼や荷待ち時間の発生につながるため、可能な限り出荷の前日以前に出荷オーダーを行います。

④発荷主事業者側の施設の改善 (推奨事項)

荷待ち・荷役作業等の時間の削減に資するよう、倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等、必要な改善に努めます。

⑤混雑時を避けた出荷 (推奨事項)

道路が渋滞する時間や混雑時間を避け、出荷時間を分散させるよう努めます。

⑥発送量の適正化 (推奨事項)

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動(例. 朝納品の集中)や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化や、隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約等を通じて発送量の適正化に努めます。

(2) 業界独自の取組

■物流業務の効率化・合理化

①配送サービスの適正化

物流事業者及びトラック運転者の負担を軽減するため、翌日午前中の配送など過度な配送スケジュールを見直し、出荷オーダーの最終確定から発送までのリードタイムを24時間程度、確保します。

②再配達削減

「宅配の再配達率の半減に向けた緊急的な取組」が求められていることを受け、製品配送に宅配サービスを多く活用している当協会の基本方針として、「再配達の削減」を目指します。

3. 着荷主事業者としての取組事項

(1) ガイドラインに基づく取組

■物流業務の効率化・合理化

①納品リードタイムの確保 (実施が必要な事項)

発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムを十分に確保します。

②発注の適正化 (推奨事項)

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動(例. 朝納品の集中)や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化や、適正量の在庫の保有、発注の大ロット化等を通じて発注の適正化に努めます。

③着荷主事業者側の施設の改善 (推奨事項)

倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等を行い、荷待ち・荷役作業等の時間を削減に努めます。

④混雑時を避けた納品 (推奨事項)

道路が渋滞する時間や混雑時間を避け、納品時間の分散に努めます。

以上